



次世代育成支援 東京都行動計画(後期)

平成 22 年 4 月

 東京都

安心して子供を産み育てられる東京の実現のために



現在の東京は、核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化、若い世代の流入、サービス業を中心とした働き方の多様化等の大都市特性が顕著に見られ、子供達を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、東京都の合計特殊出生率は平成17年に1.00と最低を記録して以降、平成20年は1.09にまでゆるやかに回復しているものの、出産期世代の人口減少による出生数の減少は避けて通れない問題です。人口はまさに国力であり、少子化の進行は、経済のパイを縮小させ、年金や医療、インフラの維持を困難にし、伝統・文化までも失わせかねません。

結婚や出産は、人生に関する個々の価値観に深く関わるもので、社会が強制するものではありません。しかし、子供を産み育てたいと望む人たちが、子供達を安心して健やかに育てることができる環境を整えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

育児と仕事が両立できる環境を整え、都民が「選択」できるサービスを質・量ともに拡充してこそ、子供を持つことに躊躇している家族に希望を示し不安を解消することができます。そのため、都は、「現場」ならでの発想を活かし、これまで力を注いできた保育・医療・教育はもとより、働き方や住宅等の各施策を総合的に拡充し、社会全体で出産・子育てを支える新たなモデルビルディングを行います。

次代を担う子供の育成は、将来の国を託す人材を育成するということであり、国づくりの根本です。「子育て」という重要な営みに社会全体で責任を持って取り組むという気運を醸成し、社会の隅々にまで支援の輪を広げていく必要があります。

都は、今後とも最前線で活躍する区市町村と連携するとともに、東京の強みである人材、企業、NPOなどの集積を十分に活かした先駆的な取組で国を先導し、真に安心して子供を産み育てられる社会を、東京から実現してまいります。

東京都知事

石原慎太郎

2010 (平成22) 年 4 月

目 次

計画の策定に当たって

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格 | 2 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 計画策定体制 | 2 |

第1章 行動計画の目指すもの

| | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 計画の基本的な考え方 | 4 |
| 2 | 計画の「理念」・「目標」・「視点」 | 7 |
| | (1) 3つの「理念」 | |
| | (2) 5つの「目標」 | |
| | (3) 施策推進の5つの「視点」 | |

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 人口の変化と少子化の現状 | 16 |
| | (1) 人口の変化 | |
| | (2) 合計特殊出生率・出生数・年少人口の変動 | |
| 2 | 少子化の直接の要因 | 20 |
| | (1) 未婚化・晩婚化 | |
| | (2) 初産年齢の上昇 | |
| | (3) 夫婦の出生力の低下 | |
| 3 | 少子化の要因の背景 | 24 |
| | (1) 女性の社会進出等 | |
| | (2) 価値観の多様化 | |
| | (3) 子育てに関する負担感について | |
| | (4) 若者の社会的自立の遅れ | |
| 4 | 子供と子育て家庭をめぐる社会状況 | 42 |
| | (1) 子育て家庭と地域社会 | |
| | (2) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の状況 | |
| | (3) 東京の子供達 | |
| | (4) 特別な支援を必要とする子育て家庭 | |
| | (5) 子供の安全・安心 | |

第3章 次世代育成支援対策の具体的な展開

| | |
|--|-----|
| 施策体系一覧 | 61 |
| 目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり | 62 |
| 現状と課題 | |
| 取組の方向性 | |
| 重点的取組① 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実 | |
| 重点的取組② 小児・母子医療体制の充実 | |
| 目標1の事業一覧 | |
| 目標2 仕事と家庭生活との両立の実現 | 74 |
| 現状と課題 | |
| 取組の方向性 | |
| 重点的取組③ 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進 | |
| 重点的取組④ 待機児童対策・保育サービスの拡充 | |
| 重点的取組⑤ 保育サービスの質の向上 | |
| 重点的取組⑥ 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供 | |
| 目標2の事業一覧 | |
| 目標3 次代を担う子供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり | 90 |
| 現状と課題 | |
| 取組の方向性 | |
| 重点的取組⑦ 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備 | |
| 重点的取組⑧ 若者の社会的自立の促進 | |
| 目標3の事業一覧 | |
| 目標4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり | 104 |
| 現状と課題 | |
| 取組の方向性 | |
| 重点的取組⑨ 児童虐待防止対策の推進 | |
| 重点的取組⑩ 社会的養護を必要とする子供への取組 | |
| 重点的取組⑪ ひとり親家庭の自立支援の推進 | |
| 目標4の事業一覧 | |
| 目標5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり | 122 |
| 現状と課題 | |
| 取組の方向性 | |
| 重点的取組⑫ 子供を有害な情報・環境から守る取組の推進 | |
| 重点的取組⑬ 安全・安心の子育て支援の基盤整備 | |
| 目標5の事業一覧 | |

第4章 次世代育成支援対策の着実な前進に向けて

| | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 東京都の役割 | 136 |
| 2 | 区市町村の役割 | 136 |
| 3 | 事業主の役割 | 137 |
| 4 | 地域社会の役割 | 138 |
| 5 | 国への提案 | 138 |
| 6 | 行動計画の進捗状況の評価・公表 | 140 |
| | 目標を掲げている事業 一覧表 | 142 |
| | 計画に係る用語集 | 145 |

| | |
|----------------|-----|
| 東京都保育計画 | 149 |
|----------------|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期） | 193 |
|-----------------------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| 資料編 | 271 |
|------------|-----|

| | |
|----------------------------------|-----|
| 子育て応援都市推進本部設置要綱 | 272 |
| 「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」に対する意見募集等の状況 | 276 |
| 次世代育成支援検討委員会の開催 | 276 |
| 次世代育成支援検討委員会設置要綱 | 277 |
| 次世代育成支援検討委員会委員名簿 | 278 |

コラム一覧表

1. 次世代育成支援東京都行動計画（後期）

| | |
|--|-----|
| ① 次世代育成支援対策推進法 | 6 |
| ② 自治体による「恋愛・結婚」支援施策 | 31 |
| ③ 育児休業制度 | 49 |
| ④ 看護休暇制度 | 49 |
| ⑤ 行政と子ども・子育てNPOのための協働フォーラム （子育て応援とうきょう会議） | 73 |
| ⑥ 民生児童委員の取組 | 73 |
| ⑦ 子育て応援とうきょう会議による気運の醸成 | 86 |
| ⑧ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組 | 87 |
| ・ワークライフバランスフェスタ東京 | |
| ・花王株式会社の取組 | |
| ・株式会社東京コンサルトの取組 | |
| ⑨ 都型学童クラブの創設 | 88 |
| ⑩ 定期利用保育 | 88 |
| ⑪ 幼稚園・保育園と小学校との連携（品川区） | 102 |
| ⑫ ふらっとホーム | 119 |
| ⑬ あなたもほっとファミリーになりませんか？ | 119 |
| ⑭ 児童相談センター・児童相談所における家族支援事業 | 120 |
| ⑮ 「赤ちゃん・ふらっと」の設置促進 | 134 |
| ⑯ 光が丘プレーパーク（都立光が丘公園内） | 134 |

2. 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）

| | |
|-------------------------|-----|
| ① 区市におけるひとり親家庭への就業支援 | 234 |
| ② 女性の就業支援の取組 | 234 |
| ③ 配偶者暴力の予防のために | 238 |
| ④ ひとり親家庭向けのメールマガジン | 239 |
| ⑤ 子供家庭支援センターとの連携強化の例 | 239 |
| ⑥ 当事者団体等による父子家庭への支援 | 240 |
| ⑦ 当事者団体による母子家庭への支援 | 240 |
| ⑧ 病児保育の支援 | 248 |
| ⑨ 民間賃貸住宅入居への支援 | 248 |
| ⑩ 母子生活支援施設での子育て支援の例 | 249 |
| ⑪ 要保護児童対策地域協議会と母子生活支援施設 | 249 |
| ⑫ 子供の高校進学等への支援 | 252 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 子供と家庭の未来～「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」によせて | 279 |
|-----------------------------------|-----|

1 計画策定の趣旨

- 平成17年4月、東京都は、同年を初年度とする、「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（以下「前期計画」という。）を策定しました。この計画は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第9条に基づき、10年間を対象期間とする法定計画の前期5年分を定めたものです。この計画は次代を担う子供達が健やかに生まれかつ育成される社会の形成を目指しており、東京都は、核となる3つの理念と5つの目標に基づき、「10の重点的取組」をはじめとする全160事業を実施してきました。
- 平成18年2月には、それまで東京都が取り組んできた「福祉改革」・「医療改革」をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐために、今後展開していく福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定しました。また、同年12月には、10年後の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を示し、東京都の施策全体を網羅する基本政策として、「10年後の東京」を策定しています。
- 平成19年には、「10年後の東京」で描いた「社会全体で子育てを応援する東京」の実現に向け、前期計画を踏まえ、大都市東京の特性とニーズに即した喫緊の課題に重点的に取り組むことが必要と考え、「子育て応援戦略会議」を設置しました。この会議において、3つの目標と11の重点戦略を基本とする「子育て応援都市東京・重点戦略」を策定し、平成20年度から3年間を集中的な実施期間として子育て支援策を進めてきました。
- 平成21年には、少子化の流れに歯止めをかけるため、「少子化打破・緊急対策本部」を設置しました。保育・医療・雇用・住宅などの各施策を重層的・複合的に展開し、子育て家庭が選択できるサービスを質・量ともに大幅に拡充するため、平成22年度から3年間で集中的に取り組む「『少子化打破』緊急対策」を平成22年1月に取りまとめました。
- こうした経緯や前期計画などの関連施策を踏まえ、「10年後の東京」に描いた目標「待機児童の解消」、「子育てと仕事の両立できる雇用環境の整備」、「社会全体で子育てを支援すること」の実現を目指し、「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（以下「後期計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

- 本計画は、次世代法及び次世代法に基づき策定された行動計画策定指針に沿って、東京都が実施しようとする次世代育成支援対策及び次世代育成支援対策を実施する区市町村を支援するための内容を盛り込んだ「地域行動計画」です。
- また、本計画は、児童福祉法第56条の9に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を包含するとともに、都の子供や子育て家庭等に関する他の計画との整合性を図りつつ策定しています。

3 計画期間

- 次世代法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法です。そのため、本計画は、平成17年度から平成21年度までを期間とした前期計画に続く後期計画として、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画とします。

4 計画策定体制

- 子育て応援都市推進本部（※「子育て応援戦略会議」を改組）
庁内横断組織として、副知事を本部長とする「子育て応援都市推進本部」を設置し、同本部のもとに二つの部会（①後期行動計画策定部会、②計画推進・評価部会）を置き、策定部会を中心に、後期計画の策定を進めました。
- 次世代育成支援検討委員会
学識経験者、企業代表、地域活動団体代表、公募都民、その他、の各分野から選出した15名の委員で構成する「次世代育成支援検討委員会」を設置し、「後期計画」における重点課題等の検討を行い、ここでの専門的な立場からの意見や指摘を計画に反映させました。